

愛媛県教育委員会10月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成17年10月7日（金）午後3時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 西山修一

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 菅原正夫

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 今井裕一

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後3時30分開会を宣する。

(2) 委員長選挙及び委員長職務代行者の指定

委員長 委員長の任期が満了することに伴い委員長選挙及び委員長職務代行者の指定を行うことを宣する。

委員長 選挙は、指名推薦の方法を採ることを提案する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 指名推薦の方法を採ることを決定し、指名推薦を求める。

和田委員 井関委員を委員長に、星川委員を委員長職務代行者に推薦する旨述べる。

委員長 井関委員を委員長とすること及び星川委員を委員長職務代行者に指定することについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 井関委員の委員長就任及び星川委員を委員長職務代行者に指定することを宣する。

(3) 委員長及び委員長職務代行者あいさつ

委員長 委員長就任のあいさつを行う。

星川委員 委員長職務代行者就任のあいさつを行う。

(4) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(5) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○平成17年9月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 愛媛県議会9月定例会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

委員長 ニートやフリーターの増加を防ぐための学校教育の対応について質問する。

教育長 学校教育だけで解決するのは困難だが、キャリア教育の充実等、学校教育でできる限りの対応をする必要があると考える旨意見を述べる。

砂田委員 今治養護学校新居浜分校の来年4月開校までのタイムスケジュールについて質問する。

障害児教育課長 開校までのタイムスケジュールについて説明する。

砂田委員 一番良い形で開校できるよう努力して欲しい旨意見を述べる。

教育長 旧保健所の建物を養護学校として使用する際の階段の高さ制限及び天井の高さ制限について説明し、分校については小規模ではあるがきめ細かい対応ができる特色のある学校にしたい旨述べる。

委員長 規制緩和に関連し、土曜日の授業実施についても都道府県単位で決定できるようにして欲しい旨意見を述べる。

教育長 土曜スクールについて、特区申請した県があったが、文部科学省は認めていない。校長の判断で土曜日も授業を行うことができる私学との均衡上、公立学校についても設置者の判断に任せて欲しいと考える旨意見を述べる。

和田委員 昨年は小学生の暴力件数が急増しているとの報道があるが、本県の状況はどうか質問する。

義務教育課長 同一人物が複数回事件を起こしている等の本県の状況及び事件に対しては学校や市町教委等関係機関が連携して対応している旨説明する。

えひめ教科書裁判原告団・韓国国会議員らから提起されている訴訟の訴えの取下げについて

教育総務課長 平成13年度及び14年度に行った扶桑社版歴史教科書の採択に関し提起されていた訴訟のうち4件について、原告らから訴えの

取下げがあった旨報告する。

教育長 職員が長期間訴訟に時間を費やしており、また、結審している案件もあるにもかかわらず、判決を待たずに勝手に取下げをすることはおかしいし、裁判の制度上も遺憾である旨述べる。

平成18年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要について

高校教育課長 平成18年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の概要について、採用候補者数、今回の選考方法の特色等について報告する。

委員長 過去に多数採用した世代の退職の影響について質問する。

高校教育課長 多数採用した世代は数年前に退職しており、今後は少数ずつ採用する状態が続く旨説明する。

義務教育課長 現職者は40歳代後半から50歳ぐらいが多いので、その世代が退職するまでの間は少数ずつ採用する状態が続く旨説明する。

山口委員 人物重視の採用のために取り入れた場面指導について質問する。

義務教育課長 場面指導の具体例について説明する。

砂田委員 教員にはコミュニケーション能力が不可欠であるので、それを把握するような試験の方法が必要である旨意見を述べる。

教育長 コミュニケーション能力を含めた人物重視の採用のために、個人面接の他に集団討論も行っている旨説明する。

(6) 議 事

議案審議

委員長 議案第46号を上程する。

○議案第46号 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の施行に伴い、愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第47号を上程する。

○議案第47号 県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校設置条例及び県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例が施行されることに伴い、並びに県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等の適正化を図るため、関係教育委員会規則を整備する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 委員長 学級減になる学校についての陳情等の状況について質問する。

高校教育課長 野村高校土居分校について陳情があった旨説明する。

砂田委員 再編整備計画のとおりとなっていない学級減や募集停止がなされる学校が今回の案にあることについて質問する。

高校教育課長 再編整備については、計画策定後も状況が変化することから毎年度検討することとしている旨及び再編計画のとおりでない学級減又は募集停止を行う理由について説明する。

教育長 私立学校の教育的役割を配慮する等により昭和56年以降続けている公立と私立の生徒数比率について、少子化の進行や私立学校の多様化等により見直しも検討する必要があると考えている旨意見を述べる。

星川委員 普通科と職業科の定員割合を検討する必要性について質問する。

高校教育課長 本県の割合は全国的に平均的な割合である旨説明する。

教育長 保護者の指向が普通科志望の傾向が強い旨説明する。

山口委員 資格を取得できること及び地元産業への貢献など、職業科の重要性について意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第48号を上程する。

○議案第48号 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を
改正する訓令

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 県立中学校の廃止及び県立中等教育学校の設置に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則が施行されることに伴い、関係訓令の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第49号を上程する。

○議案第49号 平成18年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項につ
いて

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校管理規則第44条第2項の規定により、平成18年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。
委員長 議案第50号を上程する。

○議案第50号 平成18年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項
について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県立学校管理規則第48条の4の規定により、平成18年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

山口委員 入学者選考の際の抽選と35人枠を廃止した理由について質問する。

高校教育課長 特定の者だけが制限を受けたり、得点が上位でも抽選で選考されないなどの不公平感を解消すること及び1次選考と抽選という2段階選考による受検生の精神的な負担の解消のため廃止したい旨説明する。

教育長 開校当初は、受験戦争の低年齢化や周辺の中学校に与える影響等について懸念が示され、抽選や35人枠を導入したが、3年間の実施状況から危ぐされていたような問題は認められないこと、県立中学校に入学している生徒やその保護者及び小学校の校長の意見等からみても問題はなく廃止したい旨説明する。

星川委員 他県の状況について質問する。

高校教育課長 抽選については取り入れてない学校が多く、35人枠については本県を含めて3県に制度があるが過去適用したのは本県のみである旨説明する。

教育長 今治東中学校は、昨年度競争率が1.1倍であり、更に志願者数が減るようであれば県立学校を設置する意義の点から、定員の削減も検討する必要があると考える旨意見を述べる。

委員長 現在の40人学級編制についての問題点はないか質問する。

高校教育課長 教科により少人数指導を実施するなど工夫している旨説明する。

教育長 少人数学級の導入を検討するなどして魅力ある学校であることを示す必要があると考える旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第51号を上程する。

○議案第51号 平成18年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項について

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 愛媛県立学校管理規則第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成18年度愛媛県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項を定める原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第52号平成17年度愛媛県教育文化賞受賞者について、議案第53号公立小学校教員の懲戒処分について及び議案第54号愛媛県社会教育委員の委嘱替えについては人事案件であり、非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開と決定する旨宣する。

委員長 議案第52号を上程する。

○議案第52号 平成17年度愛媛県教育文化賞受賞者について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育文化賞規則第2条第2項の規定により、平成17年度と同賞受賞者3名を決定する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第53号を上程する。

○議案第53号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした小学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第54号を上程する。

○議案第54号 愛媛県社会教育委員の委嘱替えについて

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県社会教育委員連絡協議会長の交代に伴い、その後任の委員を社会教育法第15条第2項の規定により、委嘱する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(7) 閉 会

委員長 午後 5 時20分閉会を宣する。